その他 資料

前橋市社会福祉審議会 第5回高齢者福祉専門分科会 H29.8.31

## 1 位置付け

医療計画における医療審議会や介護保険事業(支援)計画における作成委員会で議論する前段階で、都道府県及び市町村が、地域医師会等を交えて、計画を策定する上で必要な協議を行うこととされている。

※ それぞれの計画の最終的な議論は、上記審議会等において行う。

#### 2 設置する区域の単位

原則、二次医療圏単位で設置

## 3 協議事項

## ① 医療計画と介護保険事業(支援)計画で対応すべき需要について

整合的な整備目標・見込み量の前提となる将来の医療需要について、外来医療での対応を目指す部分、在宅医療での対応を目指す部分と、介護サービス(施設サービス、居宅サービス)での対応を目指す部分との調整を行う。

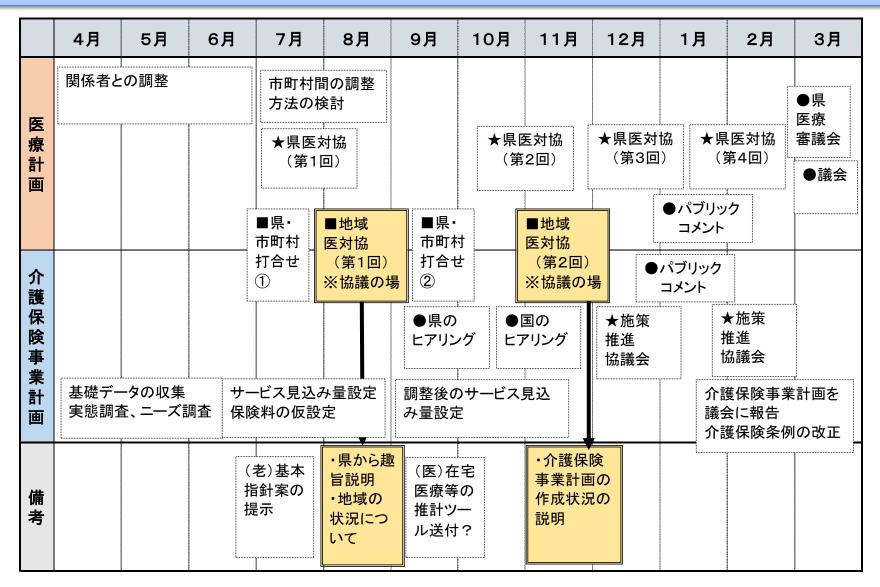
## ② 具体的な整備目標・見込み量の在り方について

将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、地域の実情を踏まえ、市町村と都道府県で役割分担の調整を行う。

## ③ 目標の達成状況の評価について

次期計画の策定に向け、両計画の目標・見込み量の達成状況を適宜共有する。

# 今年度のスケジュール(想定)



- ※在宅医療等の推計ツールとは、在宅医療等の市町村単位の整備量を推計する計算式(ツール)のこと
- ※1回目の協議の場では、県から国の動向等を説明し、関係者に意見をいただく。(市町村担当者の同席) 2回目の協議の場では、最初の議論を受け、圏域内市町村の具体的な整備目標・見込み量を提示